

議案第 38 号

日出町社会教育委員条例の一部改正について

日出町社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長      本    田    博    文

日出町社会教育委員条例の一部を改正する条例

日出町社会教育委員条例（昭和 47 年日出町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「10 人」を「10 人以内」に改める。

附      則

この条例は、公布の日から施行する。

理      由

社会教育委員の定数を改めたいので提出する。